



NIIGATA
UNIVERSITY

学生の皆さんへ

研究活動における 不正行為を ご存じですか？

大学では、様々な場面でレポートを作成する機会があります。文献や電子書籍、インターネットの記述等をレポートに利用する際には、利用した箇所が明らかになるように、出典を明記しなければいけません。もし、出典を明記せずコピーし、レポートを作成した場合は、研究活動上の不正行為(盗用)にあたります。また、**著作権法に違反**する可能性もあり、罰則の対象となる可能性があります。

このチラシでは、このような不正行為をうっかり犯してしまわないようレポートや論文を書く際の注意点について、紹介します。

☑ 学部生であっても、研究を行うときは、「研究者」と見なされます。

☑ 研究者は「研究活動における不正行為」を行ってはならないとされています。

研究活動における不正行為とは



- 「研究活動から得られたデータや結果のねつ造、改ざん及び他者の研究成果等の盗用」のことをいいます。
- 不正行為の疑いが発覚した場合は、大学が調査委員会を設置し、調査を行います。
- 不正行為が認定された場合は、大学における処分や国からの研究費の応募資格はく奪されます。また、大学全体の責任も問われます。

ねつ造

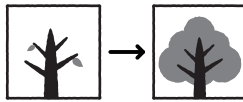
存在しないデータ、
研究成果等を作成
すること



改ざん

研究資料、機器・過程を変更する操作を行い、
データ、研究活動によって得られた

結果等を真正でないもの
に加工
すること



盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、
データ、研究結果、論文又は用語を

当該研究者の了解又は
適切な表示なく流用
すること



以上の3点は「**特定不正行為**」とされ、特に悪質な行為です。

以下の行為も不正行為にあたるといえます

二重投稿

既に発表した(または投稿中の)論文と本質的に同じ論文を他の学術雑誌に投稿する行為

サラミ出版

(業績の水増しのため)一つの研究成果を複数の研究成果に分割して出版する行為

不適切なオーサiership

論文の著者を適切に記載しない行為
例: 著者としての資格がないにも関わらず、好意的に付与する(ギフト・オーサiership)

研究活動における不正行為を防ぐための研究倫理教育

不正行為を行わないようにするために、新潟大学の研究者や学生は、研究倫理に関する教育を受けていることになっています。

次のような教材が活用されています。

e-Learning

- ① eAPRIN (一般財団法人公正研究推進協会)
- ② 研究倫理eラーニングコース [eL CoRe] (日本学術振興会)

テキスト通読


『科学の健全な発展のために 一誠実な科学者の心得―』(日本学術振興会)

その他の取り組み **剽窃チェック**

論文等の剽窃や盗用を未然に防止し、適切な文章作成能力を育成するため、剽窃チェックツールを活用し、指導しています。



詳しくは新潟大学WEBサイトで検索
<https://www.niigata-u.ac.jp/>

新潟大学 研究倫理 

これまでに起きた不正行為の事例

case 01 論文10編にデータの改ざんがあったことが発覚(A大学助教)

特定不正行為	改ざん
処分	論文取り下げ勧告、被告発者への処分検討中
内容	(文部科学省HPより一部抜粋)

被告発者である助教は、2009年から2017年までに発表された論文において、生データから論文データに加工する段階で生データの数値を操作して、改ざんを行っていた。

背景

被告発者の論文10編に改ざんが見られ、常態化していたと考えられる。研究者、教育者として、当然守るべきルールや姿勢についての認識が甘く、コンプライアンス意識が低かったことが大きな要因である。一方、同助教は上司の教授から求められていた研究業績を何とか達成しようと、精神的にも肉体的にも追いつめられていたことも、これらの行為を常態化させていた要因の一つ。

また、本件は、研究室の学生からの相談により発覚したことから、研究倫理教育に一定の効果があったと推察できる。

case 02 自らがねつ造した人物と論文を基に著書を作成(B大学教授)

特定不正行為	ねつ造、盗用
処分	懲戒解雇
内容	(文部科学省HPより一部抜粋)

被告発者である教授は、自身の著書において、実在しない人物と実在しない論文をねつ造して掲載するとともに、著書の一部に他者の文献より適切な表示をせずに引用し、盗用を行っていた。

補足

本件著書は、実在しない人物及びその者が著したとする論文を基に書かれ、他者の文献の記述とほぼ同一の内容、同様の表現・記述が適切な表示なく、10か所において引用されていた。本件論考については、被告発者が提出した資料は、論証すべき事実と全く関連性がないものであり、同教授は、無関係の資料を基に想像で本件論考を著した。



研究活動の不正行為に関する告発窓口



お問い合わせ先

もし、不正行為にあたるような行為に気がついたときは、下記までご相談ください。相談の事実が、絶対に他に漏らしません！

【学内窓口】新潟大学監査室

☎ 025-262-6128 fax. 025-262-7501 ✉ kaizen@adm.niigata-u.ac.jp

【学外窓口】弁護士丸山正法律事務所

☎ 025-223-1935 fax. 025-222-6339 ✉ maruyama-law@email.plala.or.jp

このチラシに関する件……研究企画推進部 研究推進課 ☎ 025-262-5422

研究倫理教育に関する件……各学部・研究科事務室にご確認ください。

令和4年1月発行



NIIGATA UNIVERSITY